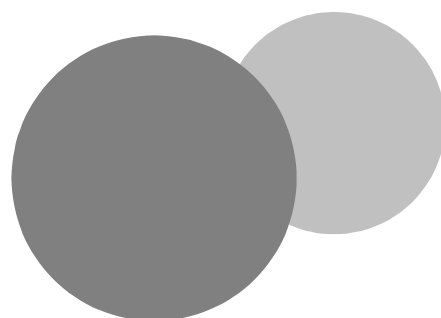


第1章 計画策定にあたって



1 基本事項

1-1 計画策定の趣旨

一宮市子ども・子育て支援事業計画は、幼児期の教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の計画的な提供体制確保の方策を定めるとともに、一宮市の子育て支援や次世代の育成についての基本的目標や方向性を明らかにする総合的な計画として策定し、未来を担う一人ひとりの子どもが健やかに成長するまちづくりを目指すものです。

1-2 計画の位置づけ

(1) 法的位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置づけられます。

また、次に掲げる計画を包括するものとして策定しています。

- ・ 次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく「市町村行動計画」
- ・ 母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づく「自立促進計画」

次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」としては、「一宮市次世代育成支援行動計画（後期行動計画）」の後継計画となります。

平成 19 年度～平成 21 年度	平成 22 年度～平成 26 年度	平成 27 年度～平成 31 年度
一宮市次世代育成支援 行動計画	一宮市次世代育成支援 行動計画（後期行動計画）	一宮市子ども・子育て支援 事業計画

(2) 一宮市の策定した他の計画との関係

一宮市の最上位計画である一宮市総合計画をはじめ、市が策定した次の計画との調和や整合を図っています。

計画の名称
第6次一宮市総合計画（平成20年度～平成29年度）
第2次一宮市男女共同参画計画～138ハートフルプラン～（平成23年度～平成30年度）
健康日本21いちのみや計画（平成19年度～平成28年度）
一宮市障害者基本計画（平成18年度～平成27年度）
第4期一宮市障害福祉計画（平成27年度～平成29年度）
一宮市子ども読書活動推進計画（第2次）（平成24年度～平成28年度）
いちのみや生涯学習推進計画（平成21年度～平成30年度）

1-3 計画期間

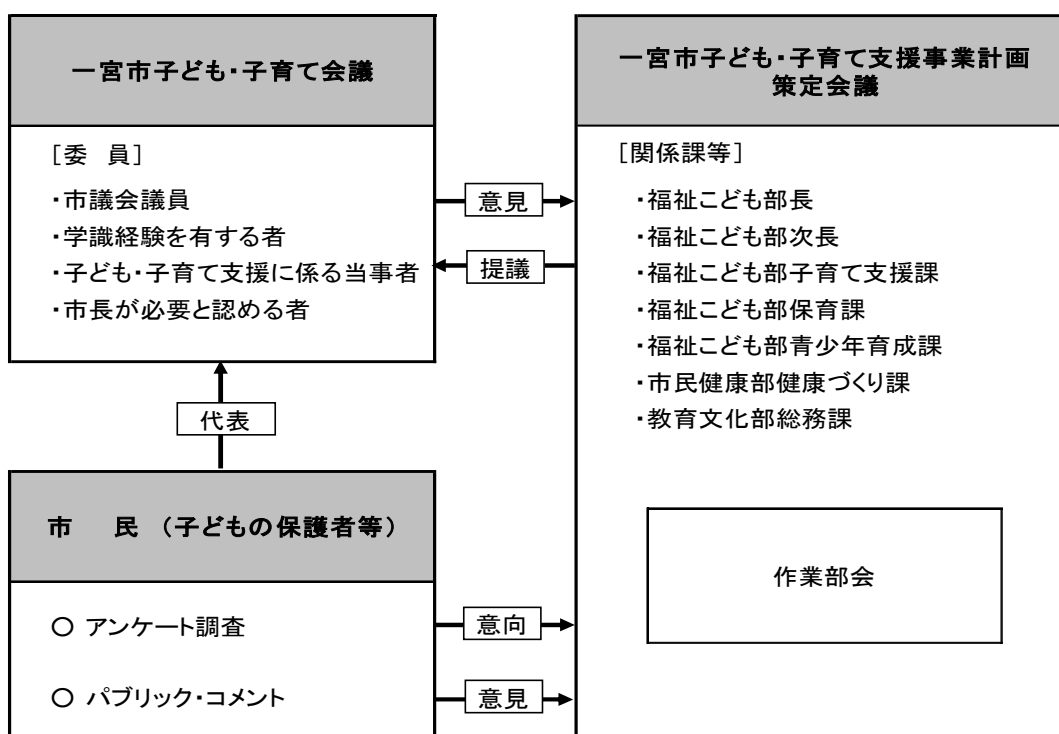
本計画は、平成27年度から平成31年度の5年間を計画期間とします。

1-4 策定体制

庁内組織として「一宮市子ども・子育て支援事業計画策定会議」を設置し、関係課の連携により計画策定を進めました。なお、計画案検討の段階ごとに「一宮市子ども・子育て会議」の意見を聴きました。

本計画は、「一宮市子ども・子育て支援に関するアンケート調査」により把握した子どもの保護者の意向を基礎的な資料としており、また、市民意見提出制度（パブリック・コメント）により広く市民の意見を求めて策定しました。

一宮市子ども・子育て支援事業計画策定体制



一宮市子ども・子育て会議

子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づき、「一宮市子ども・子育て会議条例」により設置された合議制の機関で、市議会議員、保護者代表を含めた子ども・子育て支援に係る当事者、学識経験者などにより構成されています。

2 計画全体の構成

第1章 計画策定にあたって

計画の基本事項、計画策定の背景などを記載しています。

第2章 一宮市の状況

統計資料やアンケート調査結果からみた一宮市の状況を記載しています。

第3章 計画の目標と体系

「基本理念」・「5つの基本目標」を定め、計画の体系について記載しています。



第4章 子ども・子育て支援施策

- ・ 第3章で定めた「5つの基本目標」を達成するための「施策」や「事業」について体系的に記載しています。
- ・ 子ども・子育て支援法による計画の「任意的記載事項」について、次のとおり対応して記載しています。

[子ども・子育て支援法第61条第3項]

第1号 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

⇒基本目標4 施策4-3「産後・育児休業後の復帰支援」

第2号 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県との連携

⇒基本目標5 施策5-1「児童虐待対策の充実」

⇒基本目標5 施策5-2「ひとり親家庭の自立支援の促進」

⇒基本目標5 施策5-3「障害のある子どもに対する支援の充実」

第3号 労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携

⇒基本目標4 施策4-1「ワーク・ライフ・バランスの推進」



第5章 子ども・子育て支援事業

- ・ 第4章に掲げる「事業」のうち、「幼児期の教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」について、子ども・子育て支援法による計画の「必須記載事項」である事業量の見込み、提供体制の確保の方策、時期などについて記載しています。
- ・ 次世代育成支援行動計画に関する事項として、「放課後対策の総合的推進」について記載しています。

第6章 計画の推進

計画の推進体制や進捗管理について記載しています。

3 計画策定の背景

3-1 子どもと子育てを取り巻く課題と展望

① 少子化の進展

わが国の合計特殊出生率は、平成 17 年に過去最低となる 1.26 に落ち込み、その後、やや上向きに転じているものの、人口維持水準をはるかに下回る状態が続いています。その結果、人口は長期的な減少過程に入っています。

一宮市においては、少子化は比較的緩やかに進展していますが、それでも、出生数は減少傾向にあり、また、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、平成 22 年の国勢調査の時点で 37.8 万人であった人口は、平成 37 年には 36.7 万人となり、その後、平成 52 年には 33.5 万人に減少するとされています。

少子高齢化が進展し、生産年齢人口が減少するなど人口構成の変化や人口の減少は、社会経済全体に深刻な影響を及ぼします。一宮市の持続的な発展を考えるうえでも、その対応は非常に重要な課題です。

② 子育て環境の変化

少子化の直接的要因は、未婚化・非婚化や晩婚化・晩産化といわれています。

いうまでもなく、結婚や出産は、一人ひとりの価値観と選択によるものですが、国立社会保障・人口問題研究所の意識調査では、若い世代は必ずしも結婚や子どもをもつことに否定的ではないという結果がでています。このような意識と実際の選択の違いには、経済状況や雇用の問題なども含め複雑な要因が考えられますが、そのひとつとして子育てに伴うさまざまな不安や負担感があげられています。

家庭や地域を取り巻く環境の変化により、十分な手助けを受けることができない状態で子育てをしている家庭は増加しているとみられます。また、両親がともに働いている子育て家庭やひとり親家庭も増加傾向にあります。

「父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」という基本的な考え方を前提としつつ、社会の構成員がそれぞれの立場から相応の負担を引き受け、若い世代を支援することにより、子育てに関するさまざまな不安や負担感を解消し、希望する誰もが安心して子どもを生き育てやすい環境を整備していくことが求められています。

③ 働き方の見直し

少子化を乗り越えていくためには、出産や子育ての支援だけでは不十分であり、「働き方の見直し」が大きな課題として取り上げられています。また、働き方を見直すことと関連し、男女共同参画社会の実現や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）などの取り組みは一層重要性が高まるものと考えられます。

このような取り組みが進展し、多様な働き方や生き方が選択できる状況のもとで、父母がともに担う、ゆとりある充実した子育てが実現していくことが望めます。

[用語の説明]

・ 少子化（少子社会）

「平成 16 年少子化社会白書」は、「少子社会」について、「合計特殊出生率が人口置換水準をはるかに下回り、かつ、子どもの数が高齢者人口より少なくなった社会」と定義し、わが国は、平成 9 年から「少子社会」となったとしている。

・ 合計特殊出生率

15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとした子どもの数に相当する。人口を維持する水準（人口置換水準）は、死亡率の変動などにより変化するが、「2.07」または「2.08」とされている。わが国の合計特殊出生率は昭和 49 年以降 2.08 を下回っている。

■ 近年の合計特殊出生率の推移

	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
全 国	1.37	1.39	1.39	1.41	1.43
一宮市	1.44	1.44	1.48	1.42	1.44

資料：人口動態統計・一宮市の人口動態

・ 高齢化（高齢化社会・高齢社会・超高齢社会）

一般的に、高齢化率（総人口に占める 65 歳以上人口の比率）により、高齢化率が 7%を超えた社会を「高齢化社会」、高齢化率が 14%を超えた社会を「高齢社会」、高齢化率が 21%を超えた社会を「超高齢社会」というものとされている。わが国は、平成 19 年に「超高齢社会」となった。

・ 年齢 3 区分

人口構成の分析・比較のため年齢で 3 区分する方法で、年少人口（0 歳～14 歳）、生産年齢人口（15 歳～64 歳）、高齢者人口（65 歳以上）として区分する。

・ 男女共同参画社会

「男性と女性が互いに人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる社会」。「男女共同参画社会基本法」に基づき、取り組みが進められている。

・ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

「一人ひとりがやりがいや充実感をもちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること」。「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」が国、経済界、労働界などの合意により平成 19 年に制定され、取り組みが進められている。

3-2 子育て支援・少子化対策の動き

① 初期の少子化対策

平成2年頃から出生率の低下・子ども人口の減少が注目されはじめ、少子化の流れを変えるための対策が講じられるようになりました。

平成6年には、「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」（エンゼルプラン）が策定され、平成11年には幅広い子育て環境整備を視野に入れた「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について」（新エンゼルプラン）が策定されました。

② 次世代育成支援対策等

平成15年には「次世代育成支援対策推進法」が制定され、地方公共団体と事業主がそれぞれ「行動計画」を策定し、平成17年度から平成26年度にかけての10年間に次世代育成支援の集中的な取り組みを実施することが定められました。

また、平成15年には「少子化社会対策基本法」も制定され、この法律に基づき、平成16年に「少子化社会対策大綱」が定められるとともに、新エンゼルプランの後継となる「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画」（子ども・子育て応援プラン）が策定され、各種の対策が進められました。平成22年には、新たに「子ども・子育てビジョン」が策定され、これを起点として、「子ども・子育て新システム」の検討が進められました。

③ 子ども・子育て支援新制度

平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が制定されました。「子ども・子育て関連3法」に基づく制度は、「子ども・子育て支援新制度」とよばれ、平成27年4月から本格的にはじまることになっています。

なお、平成26年度末に失効する予定であった「次世代育成支援対策推進法」は、10年間延長されることになりました。

【子ども・子育て関連3法】

子ども・子育て支援新制度の根拠法となる「子ども・子育て関連3法」とは、次に掲げる3つの法律の総称です。

○子ども・子育て支援法

○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律

○子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

3-3 子ども・子育て支援新制度の概要

(1) 子ども・子育て支援法による給付・事業

[全体像]

子ども・子育て支援法	子ども・子育て支援給付	子どものための現金給付		児童手当（児童手当法に基づき支給）		
		① 子どものための教育・保育給付	ア 施設型給付	1. 幼稚園	公立幼稚園	新制度への移行を選択する私立幼稚園
				2. 保育園		
				3. 認定こども園	幼保連携型認定こども園	
					幼稚園型認定こども園	
					保育所型認定こども園	
					地方裁量型認定こども園	
				イ 地域型 保育給付	4. 小規模保育	
		5. 家庭的保育				
		6. 居宅訪問型保育				
		7. 事業所内保育				
		1. 利用者支援事業（新規事業）				
		2. 延長保育事業				
	② 地域子ども・子育て支援事業	3. 実費徴収に係る補足給付を行う事業（新規事業）				
		4. 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（新規事業）				
		5. 放課後児童健全育成事業				
		6. 子育て短期支援事業				
		7. 乳児家庭全戸訪問事業				
		8. 養育支援訪問事業及びその他事業				
		9. 地域子育て支援拠点事業				
10. 一時預かり事業						
11. 病児保育事業						
12. 子育て援助活動支援事業						
13. 妊婦健康診査						
子ども・子育て支援法以外			新制度への移行を選択しない私立幼稚園 （私学助成・幼稚園就園奨励費補助を支弁）			

① 子どものための教育・保育給付

幼児期の教育・保育の必要性がある子どもが教育・保育施設（幼稚園・保育園・認定こども園）や地域型保育事業を利用する場合に給付対象となります。

給付が確実に子育て支援に使われるようにするため、保護者への直接的な給付ではなく、各施設等が代理で給付を受け、保護者は施設等からサービスを受ける仕組み（法定代理受領）となります。

ア 施設型給付

施設型給付の対象は、教育・保育施設（幼稚園・保育園・認定こども園）です。

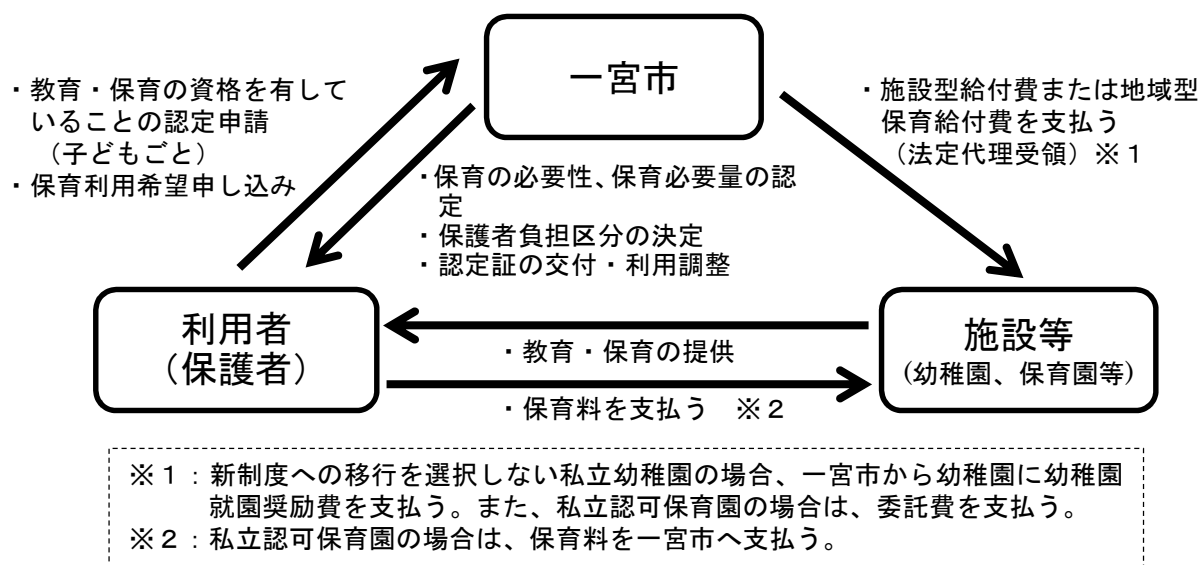
施設型給付は、次の2つの給付構成が基本となっています。

- 満3歳以上児に対する標準的な教育時間及び保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付
- 満3歳未満児の保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付

イ 地域型保育給付

地域型保育給付の対象は、地域型保育事業（小規模保育事業・家庭的保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業）です。

■ 給付の仕組み（イメージ）



② 地域子ども・子育て支援事業

地域の子どもや子育て家庭の実情に応じて実施する事業で、子ども・子育て支援法で13事業が定められています。

(2) 幼児期の教育・保育の総合的な提供等

① 認定こども園制度の改正

従来認定こども園制度は、認可手続きの煩雑さや財政支援の不十分さが指摘されてきました。

- ・「幼保連携型認定こども園」は、法的に学校と児童福祉施設の両方の性格をもつ施設として、一つの認可を受けるだけで設置することができるようになり、指導監督も一本化されます。
- ・「幼保連携型認定こども園」の設置主体は、国、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人に限定され、既存の幼稚園及び保育園からの移行は義務付けられていません。
- ・財政支援についても、私学助成・保育園運営費が別々に支給されるという従来状況が改められ、新たに設けられる「施設型給付」により給付が一本化されます。

② 保育園認可制度の改正

新制度における保育園の設置は、保育需要の増大に機動的に対応できるようにするため、欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除いて、原則として認可されることとなります。

③ 地域型保育事業

満3歳未満の子どもの保育需要に対応するため、地域型保育事業が導入されます。地域型保育事業は児童福祉法に位置づけられるもので、市町村が認可する事業となります。

(3) 教育・保育施設等に対する確認・指導監督

市町村は、認可された教育・保育施設や地域型保育事業に対し、利用定員を定め、たうえで給付による財政支援の対象となることを確認します。この確認を受けた施設・事業は「特定教育・保育施設」、「特定地域型保育事業」とよばれ、適正な給付の維持のため、市町村による指導監督を受けることとなります。

(4) 新制度における教育・保育の利用

① 利用申込み・保育の必要性の認定

新制度のもとでは、保育園、幼稚園などの利用申込みと切り離れた手続きとして、保育などを必要とする資格があることの認定を受けることが求められます。

市町村は、保育の必要量（利用時間）を判定し、次の1～3号の区分により支給認定を行い、認定した場合は認定証を交付します。

区分	対象者	利用施設・事業
1号	子どもが満3歳以上で、専業主婦(夫)家庭、就労時間が短い家庭	幼稚園・認定こども園
2号	子どもが満3歳以上で、共働きであるが、幼稚園の利用希望が強いと想定される家庭	幼稚園
	子どもが満3歳以上で、共働きの家庭	保育園・認定こども園
3号	子どもが満3歳未満で、共働きの家庭	保育園・認定こども園・地域型保育事業

[保育の必要性の認定基準]

保育の必要性の認定（2号、3号の保育の必要性の認定を受ける子ども）にあたっては以下の3点について基準を策定して行います。

◆ 事由

- 1 就労：フルタイムのほか、パートタイム、夜間の就労など基本的にすべての就労
- 2 就労以外の事由：保護者の疾病・障害、産前産後、同居親族の介護、災害復旧、求職活動及び就学等、またそれらに類するものとして市町村が定める事由

◆ 区分（月単位の保育の必要量に関する区分）

- 1 保育標準時間：主にフルタイムの就労を想定した長時間利用
- 2 保育短時間：主にパートタイムの就労を想定した短時間利用

◆ 優先利用

ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子どもなど

② 利用調整

市町村は、支給認定を受けた利用者が適切に教育・保育施設や事業を利用できるよう、利用に関する調整やあっせんなどを行います。

③ 利用者負担（保育料）

国が定める基準を上限として、所得に応じた負担の区分などを市町村が定めます。

[用語の説明]

・子ども（児童）

満18歳に満たない者をいう（児童福祉法による「児童」の定義）。本計画では、基本的に「子ども」と表記しているが、事業名や確立した用語等で「児童」を使用している場合がある。なお、本計画は、おおむね小学生までの子どもを対象として策定している。

・保護者

親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者をいう（児童福祉法による定義）。

・保育園（保育所）

児童福祉法による児童福祉施設で、乳児・幼児の保育を行う。「保育所」が正式な名称であるが、本計画では一般的に親しまれている「保育園」と表記している。

・幼稚園

学校教育法による学校で、幼児期の学校教育を行う。

・認定こども園

認定こども園法による施設で、教育・保育を一体的に行い、幼稚園と保育園の両方の役割をもつ。本計画策定時、一宮市には未設置となっている。

・幼児期の教育・保育

子ども・子育て支援新制度の説明において、上記の3施設に地域型保育事業も加え、小学校就学前の子どもを日々預かり、保護、養育、教育を行う施設・事業の総称として「幼児期の学校教育・保育」の用語が使われている。本計画では、小学校等と誤解されやすい「学校教育」という用語を避け、総称として「幼児期の教育・保育」、省略する際には単に「教育・保育」と表記している。